

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	南風原町 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南風原町は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

南風原町長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療
②事務の概要	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>【後期高齢者医療システム】 ①後期高齢者医療被保険者資格の管理 ②納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 ③後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 ④後期高齢者医療保険に係わる証明書の発行 ⑤後期高齢者医療広域連合への情報提供</p> <p>【標準システム】 1. 資格管理業務 (1)被保険者証の即時交付申請 (2)住民基本台帳等の取得 (3)被保険者資格の異動 2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 (2)保険料収納管理 3. 給付業務</p>
③システムの名称	<p>・後期高齢者医療システム、中間サーバ ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以後、「標準システム」という) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第59項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の第82項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	098-889-4415

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務(②事務の概要)		事務の概要を修正	事前	
平成27年12月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(①実施の有無)	実施しない	実施する	事前	
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目	平成27年3月16日 時点	令和1年6月11日 時点	事後	
令和1年6月14日	Ⅳ リスク対策		新様式の項目追加	事後	
令和1年6月14日	評価書名	南風原町 後期高齢者医療システム 基礎項目評価書	南風原町 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(①実施の有無、②法令上の根拠)	[実施する] 番号法第19条第7号 別表第二の80、82項	[実施しない]へ修正	事後	
令和2年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和1年6月11日 時点	令和2年9月10日 時点	事後	
令和2年9月16日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和1年6月11日 時点	令和2年9月10日 時点	事後	
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(①実施の有無、②法令上の根拠)	[実施しない]	[実施する] 番号法第19条第8号 別表第二の第82項	事前	
令和4年3月1日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)		[十分である]へ修正	事前	
令和4年3月3日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和2年9月10日 時点	令和4年3月3日 時点	事前	
令和4年3月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年9月10日 時点	令和4年3月3日 時点	事前	